

姫新線利用促進・活性化同盟会規約

(目的)

第1条 この会は、姫新線姫路上月駅間における年間300万人乗車を目標とする利用促進活動を展開し、安全・快適で利便性の高い輸送環境の確保と沿線の活性化を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「姫新線利用促進・活性化同盟会」という。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 利用促進キャンペーン・イベント等の企画・実施、啓発物資配布等のPR活動及び利用促進活動に取り組む各種団体への助成等、乗車目標を達成するために必要な事業
- (2) より安全で快適な輸送環境（駅舎、軌道及び車両等の施設・設備）を確保するために必要な事業
- (3) より便利で効率的な輸送環境（増便、ダイヤ調整及び車両増結等の運行形態）を確保するために必要な事業
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この会は、設立目的に賛同する地方公共団体及び関係諸団体をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任方法及び任期)

第6条 役員は、総会において選出する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は、この会の経理を監査する。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 この会の庶務は、会長の所在する市・町が担当する。

(経費)

第11条 この会に要する経費は、構成市町並びに県の分担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議決による。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成2年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月26日から施行する。